

資 料

1909年境界水条約および 1935年オタワ条約

佐 伯 富 樹

- A. 境界水および合衆国とカナダの間に生じる問題に関する大英帝国と合衆国間の条約（1909年境界水条約）
- B. ブリティッシュ・コロンビアのトレイル溶鉱所の活動から発生した紛争を解決する条約（1935年オタワ条約）

1972年6月16日、ストックホルムにおいて採択された「人間環境宣言」は、その原則第21で「一、自国の管轄権または規制権の範囲内における諸活動が、他国の環境または国家的管轄権の範囲を超えた地域の環境に損害を与えないようにする責任を負う」⁽¹⁾と宣言している。このような国家の義務は、すでに慣習国際法上の原則として確立しているともいわれる。この時点においてトレイル溶鉱所事件の意義もあらためて問われなければならないと思ひ、トレイル溶鉱所事件の解決をはかった国際合同委員会の設置を内容とするいわゆる1909年英米境界水条約、そして、トレイル溶鉱所事件のコンプロミである1935年オタワ条約を試訳した。

原文については、1909年の英米境界水条約は、United Nations Legislative Series の LEGISLATIVE TEXTS AND TREATY PROVISIONS concerning THE UTILIZATION OF INTERNATIONAL RIVERS FOR OTHER PURPOSES THAN NAVIGATION (ST/LEG/SER. B/12). pp. 260~266 および J. Barros & D. M. Johnston,

『The International Law of Pollution』(Free Press, 1974) pp. 83~89を参照し、1935年オタワ条約は、3 U.N. Report of International Arbitral Awards. pp. 1907~1910を参照した。

(1974年7月10日)

〔A〕 境界水およびアメリカ合衆国とカナダの間に生じる問題に関する大英帝国とアメリカ合衆国間の条約

署名 1909年1月11日 (ワシントン)

批准書交換 1910年5月5日

大英帝国およびアイルランド連合王国、海外領土皇帝およびインド皇帝陛下と合衆国は、境界水の利用に関する紛争を防止し、合衆国とカナダ自治領との間に現在係争中の、共通の境界にそって他国または他国の住民に関するいずれかの権利、義務または利益を含む、すべての問題を解決し、今後生ずるすべてのかかる問題の調整および解決のための規定を作成することをひとしく希望し、これらの目的で条約を締結することを決定した。そして、このために各々下記の全権委員を任命した。

(委員氏名省略)

かれらの全権委任状を相互に示し、良好妥当であることを認め、次の条文に合意した。(傍点 以下訳者)

第 1 条

この条約の目的のために、境界水は湖、河および連絡水路 (connecting waterways) またはそれらの一部の主な岸から主な岸にいたる水で、合衆国とカナダ自治領との間の国境が通過する水と定義される。これは、すべての湾、入江そしてその入口を含むが、これらの湖、河そして水路にその自然の流れで (in their natural channels) 流れこむ支流の水、もしくは、かかる湖、河そして水路から流出する水あるいは境界を横断して流れる河の水を含まないものとする。

第 2 条

各締約国は、その自然の流れで境界を横断しあるいは境界水に流入する

境界線の自国側のすべての水の一時的または恒久的利用と転流に対する排他的管轄権および管理を、一方において締約国自体またはいくつかの州政府(State Governments)に、他方では、自治領または州政府(Provincial Governments)に適宜に留保する：しかし、境界の両側にあるかかる水の自然の流れへのどのような妨害もまたは転流も、それが境界の他の側でなんらかの被害を生じるものは、あたかもかかる損害がこのような転流や妨害が生じる国 (the country) でおこった場合と同様の諸権利を生ぜしめ、損害をこうむった当事国に同様の法的救済をとる資格をあたえることに合意する：しかし、この規定は、すでにおこっている事件もしくはこの両当事国間の特別協定によって明示的に含まれている事件には適用されない。

しかし、以下のことは了解されている。締約国は、その効果が境界の自国側の航行の利益に重大な損害 (material injury) を生じやすい境界の他の側の水に対するいかなる妨害にもまたは転流にも反対しなければならない、という権利を前述の規定によって放棄するものではない。

第 3 条

以下のごとく合意する。これまでに認められたかまたは今後この当事国間の特別協定によって規定される利用、障害および転流に加えて、境界線の両側の境界水の、一時的または恒久的であるかを問わず、境界線の他の側の境界水の自然水位や流れに影響をおよぼすあらたなまたは他の利用、障害または転流は、合衆国またはカナダ自治領のおのおのの管轄権の範囲内で、国際合同委員会として知られている合同委員会の後に規定されているような承認を得て、合衆国そしてカナダ自治領のおのおのの権限により除外される。

前記の規定は、流れを深く掘削すること、堤防の建設、港湾の改良のための境界水の政府事業そして通商および航行の利益のための他の政府事業を企画し続行するための現在の権利を、合衆国政府ならびにカナダ自治領政府の両者に対して制限または妨害することを意図するものではない。た

だし、かかる事業は、国境線の完全な自国側であり、相手国側の境界水の水位または流れに重大な影響を与えてはならず、かかる規定は、家庭用および衛生用の水の通常の利用を妨げることを意図するものではない。

第 4 条

締約国は、以下のことに合意する。締約国の特別協定により規定される場合を除いて、締約国は、境界水から流出する水あるいは境界を横断して流れる河の境界よりも低い水位の水で、その効果が境界の相手国側の水の自然水位を上昇させることになるようないかなる補修または保護事業またはいかなるダムもその他の障害物も、境界の各自国側で、建設したり維持したりすることを認めない。ただし、これらの建設や維持が前記の国際合同委員会で承認される場合は除く。

締約国は、さらに以下のことに合意する。境界水としてここに定義された水および境界を横断して流れる水は、相手国側の健康、財産 (property) を損うように両国側において汚染されるべきではない。

第 5 条

締約国は、エリー湖 (Lake Erie) の水面および川 (stream) の流れが多少とも影響を受けないように、ナイアガラ河 (Niagara River) からの水の転流を制限することが便宜である、ということに合意する。両当事国は、ニューヨーク州当局の許可を得てこの河の合衆国側にそしてカナダ自治領およびオンタリオ州 (Province of Ontario) による正式の認可のもとにこの河のカナダ側に水力発電所を建設した際、すでに実施された投資をできるかぎり損なわずにこの目的を完了することを望む。

この条約が有効な期間中に、滝より上流のナイアガラ河の水が自然の進路およびその河の流れから転流するのは、諸目的のため (for the purposes) およびこの後に規定されている範囲以外には認められない。

第 6 条

締約国は、以下のことに合意する。セント・メリー河、ミルク河および（モンタ州およびアルバータ、サスカチャワン州の）その支流は、かんがいそして水力発電のために一つの流れとして処理されるべきである。そして、この水は二国間で平等に配分されるが、かかる平等な配分を行う場合お互いにいっそう有益な利用が可能ないように、いずれの国も等分以上を一つの河から取水し、等分以下の水を他の河から取水することができる。締約国は、以下のことをさらに合意する。毎年4月1日から10月31日にいたるまでのかんがい季節の期間中にかかる水を配分する場合、合衆国は、ミルク河の水について毎秒あたり 500立方フィートの水、もしくは、その自然流量の四分之三を構成するのと同量の水を優先的に専有することができ、カナダは、セント・メリー河の流水について毎秒 500立方フィート、もしくは、その自然流量の四分之三を構成するのと同量の水を優先的に専有することができる。

カナダのミルク河の水流は、セント・メリー河から転流される水を運搬（the conveyance）するために、カナダ領を通過する間、合衆国の都合のよいときに利用できる。この条約の第2条は、ミルク河を通るかかる水の通水から生じるカナダの財産へのいかなる損害にも適用される。

各国によって利用される予定の水量測定および配分は、国際合同委員会の指示のもとに合衆国の専門に設けられた土地改良官および陛下の専門に設けられたかんがい官によって共同で適宜に実施される。

第 7 条

締約国は、合衆国およびカナダ国際合同委員会を設立し維持することに合意する。この委員会は、六名で構成される。合衆国の三名は大統領によって任命され、英国の三名はカナダ自治領の補佐機関の進言によって行動する総督の勧告により陛下が任命する委員である。

第 8 条

この国際合同委員会は、この条約の第3条および第4条により委員会の承認が必要とされるものに関して、水の利用、障害または転流を含むあらゆる事件に管轄権を有し決定を下す。そして、かかる事件の決定を下す場合、委員会は、この目的のために締約国によって採択される以下の規則を適用する。

締約国は、境界水としてすでに定義された水を利用する場合、境界の自国側でおのおのの平等かつ同種の権利を有す。

次の順序は、以下に列挙されたこれらの水の種々の利用のなかで遵守されねばならず、この順序のなかで優先権を付与されている他のいずれかの利用と実質的に抵触しがちか制限するおそれのあるいかなる利用も認められない：

1. 家庭用および衛生上の利用；
2. 航行上の利用・航行のための運河の施設 (the service of canals) を含む；
3. 水力発電およびかんがいのための利用；

前記の規定は、境界のいずれかの側の境界水のいかなる現在の利用にも適用されずまたはそれを妨げるものでもない。

等分を要請することは、以下の地点で境界水にそった一時的な転流の場合、委員会の指示のもとに停止されることができ。これらの地点とは、かかる等分が地方条件を考慮して有利なように実施されることができない点、そしてかかる転流が、相手国側の利用のための有効量を他の地域で減水させない地点である。

委員会は、特殊な利用または要請のあった転流に対して、可能なかぎり補償する (compensate) ための改善または保護事業を行うことを条件に、委員会の裁量でその承認を仮に (in any case) おこなうことができる。そして、かかる場合に委員会は、以下のことを要求することができる。委員会が承認した適当かつ適切な規定が、境界のいずれかの側のあらゆる利

益に関する損害 (injury) をまもり賠償 (indemnity) するために制定されよう。

境界水またはそれから流れる水もしくは境界を横断して流れる川の境界下の水のなかで、改善または保護事業、ダムまたはその他の障害物を相手国側で建設または維持する結果として、境界線のいずれかの側の自然水位の上昇を含む場合には、委員会は、委員会によって承認された適当かつ適切な規定が、損害をこうむるおそれのある境界線の相手国側のあらゆる利益について保護および賠償をおこなうために制定されるよう、当該承認の条件として要請する。

委員の多数にもとづいて、決定が下される。委員会が、決定を下すために提出されたあらゆる問題または事項に関して同数になった場合、委員は各自の立場で自国政府に個別報告書を作成する。締約国は、紛争の問題または事項の裁決 (an adjustment) に同意するようそこで努力する。そして、締約国間で合意に達したならば、この合意は議定書の形式で文書にされなければならない、かかる合意を履行するために必要と思われるあらたな手続きをとる委員に伝えられなければならない。

第 9 条

締約国は、さらに以下のことに合意する。合衆国とカナダ自治領との共通の国境地帯にそい、相手国またはその住民との関係で権利、義務または利害を含み、締約国間に生じるその他のいかなる問題または事項も、国際合同委員会へ検討および報告のために以下のときに適宜付託される。すなわち、合衆国政府またはカナダ自治領政府のいずれかが、紛争のかかる問題または事項を付託するように要請するとき。

国際合同委員会は、付託条件によってそれに関して課せられるあらゆる制限または例外条項に適切でしかも免れないと思われる結論および勧告とともに、付託された特殊な問題および事項の事実と状況をおのおのの事件で検討し報告をおこなう権限をもつ。

委員会のかかる報告書は、事実または法にもとづいて付託された問題ま

たは事項に関する決定としてみなされず、仲裁判決の性格を決してもたない。

委員会は、委員の全員または多数 (a majority) が一致するすべての事件の場合、両政府へ共同報告書を作成する。意見が一致しない場合、少数委員は両政府へ共同報告書を作成するか、あるいは、委員の各政府へ個別報告書を作成することができる。

委員会が、報告のために付託されたいかなる問題または事項についても可否同数の場合、委員は、個別報告書を自国政府に相互に作成する。

第 10 条

合衆国とカナダ自治領との相互関係またはおのおのの住民との関係において、合衆国またはカナダ自治領の権利、義務または利益を含む締約国間に生じる紛争のいかなる問題または事項も、二当事国の合意により国際合同委員会へ決定を求めるために付託される。あらゆるかかる訴えは、合衆国側では上院の助言および承認によりそしてそれらとともに行われ、帝国政府側においては、補佐機関の進言によって行動する総督の承認により行われる。このように付託された各事件において、この委員会は、付託条件によってそれに関して課せられるあらゆる制限または例外条項に適切でしかも免れないと思われる結論および勧告とともに、付託された特殊な問題および事項の事実と状況を検討し報告書を作成する権限を有す。

この委員会は、付託された問題または事項のいずれかについてその多数にもとづき、決定または判定を下す (finding upon) ことができる。

委員会が、可否同数の場合もしくは付託されたいかなる問題または事項に関しても決定、判定を下すことができない場合、両政府に、付託された事項または問題に関して委員が到達した異なった結論を示す共同報告書を作成するか、もしくは、おのおのの政府へ個別報告書を作成することは委員の義務である。そして、締約国は、これらの問題または事項を1907年10月18日の国際紛争平和的処理のためのハーグ条約第45条4項、5項および6項に規定された手続きにしたがい選出された仲裁裁判官 (an umpire)

に決定を求めるためにただちに付託される。かかる裁判官は、付託され委員会が一致することができなかつたこれらの事項および問題に関して最終決定を下す権限を有す。

第 11 条

委員会が下したすべての決定および作成した共同報告書の二通の原本 (a duplicate original) は、合衆国の国務長官およびカナダ自治領の総督に送付され保存される。そして、委員会のすべての通信もそれらに提出される

第 12 条

国際合同委員会は、委員が任命された後ただちにワシントンで会合し組織化される。そして、組織化されたときに委員会は、その会合に必要と思われる時と場所を、二カ国の政府による特別の要請または指示にいつでも従い定めることができる。任命された後の最初の委員会の共同会合で各委員は委員会の作業を進めるまえに、この条約のもとで自己に課せられた義務を忠実にかつ公平に遂行するという文書による厳粛な宣言をおこない、署名する。そして、かかる宣言は、委員会の議事録に記録される。

委員会の合衆国およびカナダの部 (sections) は、書記をおのおの任命することができ、これらの書記は、委員会の合同会議においてその共同書記として活動する。そして委員会は、技術者および事務員の (clerical) 補佐役を適当と思われるときに適宜に雇用することができる。委員会および書記の報酬、個人的出費は、彼らの各政府によって支払われ、各政府のために負った委員会の正当かつ必要なあらゆる共同出費は、締約国により等分に支払われる。

委員会は、この条約におけるその管轄権内のあらゆる手続き、調査または事項において、必要と思われるときはいつでも証人に宣誓をさせ、宣誓をおこなった証人調べをおこなう権限を有す。そして、このすべての関係当事者は、聴取される機会に便宜が与えられる。締約国は、境界のそれぞ

れの側で上述の権限を委員会に与えるために適切かつ必要と思われる立法を行うこと、そして召喚状の発行および委員会の手続上証人の出席要請を規定することに同意する。委員会は、正義と公平に合致する手続規則を採択し、賢明と思われる研究を委員会自体および代理人または雇用人により行うことができる。

第 13 条

締約国間の特別協定が前の条文で言及されているすべての場合、かかる協定は、締約国間の直接協定のみならず議会および自治領の議会の側で共通して有効なまたは互恵的な立法によって明示される合衆国およびカナダ自治領間のいかなる相互調整 (any mutual arrangement) をも含むと理解され、含む予定である。

(第14条および署名省略)

交 換 議 定 書⁽²⁾

境界水および合衆国とカナダ自治領間の境界にそって生じる問題に関する大英帝国と合衆国間の1909年1月11日ワシントンで署名された条約の批准書交換をすすめるにあたって、各政府により正式に認められた下名の全権委員は、以下のことを宣言する。この条約のいかなるものも、水のなかの現行の領土権または河岸所有者特権もしくは水面下の土地所有者の権利に影響をおよぼすか変更するように解釈されるべきでない。これは、ソールトセント・メリー (Sault Ste. Marie) のセント・メリー河の急流で国境のいずれの側においても、そして、境界水および航行運河の航行の要請にしたがい、その領域内においてセント・メリー河の水をおのおの利用する合衆国およびカナダの現行の権利を害さずに、かかる土地の上を流れる水を利用するとき適用される：そして、さらに以下のことを宣言する。この条約のいかなるものも、雨 (wet)、湿地および冠水した土地が境界水に流れこむ流水に排水することを妨げるように解釈されるべきでない。そして、また、この宣言は、条約自体と等しい効力および効果をもち、条約の不可欠の部分を形成するものとみなす。

そして批准書の交換は、通常の形式で行われる。

右証拠として、彼らは、この交換議定書に署名をし、それに調印した。

1910年5月5日ワシントンで行われた。

（署名省略）

〔B〕 ブリティッシュ・コロンビアのトレイル溶鉱所の活動から発生した紛争を解決する条約

署 名 1935年4月15日（オタワ）

批准書交換 1935年8月3日

アメリカ合衆国大統領および「グレート・ブリテン」「アイルランド」および英国海外領土皇帝インド皇帝陛下は、カナダ自治領に関して、

合衆国政府が、ブリティッシュ・コロンビアのトレイルにあるコンソリデーテッド・マイニング・スメルティング会社（Consolidated Mining and Smelting Company）の溶鉱所から排出される煙霧がワシントン州に損害（damage）をひき起してきたとカナダ政府に訴えたことを考慮し、そして、

1909年の境界水条約によって設けられた国際合同委員会がトレイルの溶鉱所の活動から発生した問題を調査し、報告書およびその後ただちに1931年2月28日付の勧告をだしたことをさらに考慮し、そして、

恒久的な解決をはかる希望と必要性を確認し、

これらのために条約を締結することに決定し、そして、この目的におのおのの全権委員として下記の者を任命した：

（委員氏名省略）

上記各委員は、互いにその全権委任状を示し、これが良好妥当であることを認めた後、下記のごとく合意した：

第 1 条

カナダ政府は、トレイル溶鉱所の活動の結果として1932年1月1日まで

に合衆国内で生じたすべての損害の支払いとして、合衆国の通貨で 350 万ドルを合衆国財務省 (Treasury) に寄託されるように、この条約の批准書が交換されたのち 3 カ月以内に、合衆国国務長官に支払う。

第 2 条

合衆国およびカナダ政府、以下“両政府 (the Governments)”と呼ぶ、は、第 3 条の規定によって付託された問題を決定するために、以下“裁判所 (the Tribunal)”と呼ぶ裁判所を設けることを相互に合意する。裁判所は、裁判長および自国民の裁判官二名からなる。

裁判長は、英国臣民または合衆国の市民でもない世に聞こえた法律家である。裁判長は両政府によって選任されるか、あるいは、この条約の批准書交換の後 9 カ月以内に合意に達することのできない場合は、1907年10月18日ハーグで締結された国際紛争平和的処理条約第49条に規定されている常設仲裁裁判所の常設評議会の議長によって選任される。

二名の自国民裁判官は、この紛争に直接または間接にも関連していなかった世に聞こえた法律家である。一名はそれぞれ両政府によって選任される。

両政府は、裁判所を補助するために一名の科学者をそれぞれ指名することができる。

第 3 条⁽³⁾

裁判所は、次に規定されている問題、以下“問題 (the Questions)”と呼ぶ、を最終的に決定する。すなわち：

(1) 1932年1月以降、トレイル溶鉱所によって、ワシントン州内に損害がひき起こされたかどうか。そして、もしそうであるならばどのような損害賠償 (indemnity) が支払われるべきであるか。

(2) もし前記の問題の最初の部分についての回答が肯定的であれば、トレイル溶鉱所は、将来において、ワシントン州内でそのような損害をひき起こすことを止めるように要求されるべきであるかどうか。そして、もしそ

うであるならば、どの程度そうすべきであるか。

(3) 第(2)の問題の回答如何によることであるが、どのような措置または体制が、トレイル溶鉱所によって採用または維持されるべきであるか。

(4) 第(2)および第(3)の問題にしたがって裁判所が下した決定によりどのような賠償 (indemnity) または補償 (compensation) が支払われるべきであるか。

第 4 条

裁判所はアメリカ合衆国における同種の問題を処理する際に遵守された (followed) 法および慣行を国際法と国際慣行と同じように適用し、裁判所は、締約国がこの事件に関連するすべての関係当事者にとって公正な解決にいたることを希望していることに考慮を払う。

第 5 条

この裁判所の手続きは、次のごとくである：

1. 合衆国政府の代理人は、合衆国政府がその訴えと申立ての基礎にしている事実の陳述書を、援用する証拠とともにカナダ政府の代理人にこの協定の批准書交換の日から 9 カ月以内に提出する。

2. カナダ政府の代理人は、カナダ政府が基礎をおいている事実の陳述書を、援用する証拠とともに合衆国政府の代理人にこの協定が発効する日から 9 カ月の前記と同じ期間内に提出する。

3. 各代理人は、第 1 号および第 2 号において規定された方法で相手方の陳述書に対する答弁書を、あらたな証拠および各代理人が送達をのぞむ弁論書とともに、本条の第 1 号および第 2 号に規定されている陳述書と証拠の交換が完了した日から 6 カ月以内に提出する。

第 6 条

第 5 条にしたがい準備書面 (the record) の進展が完了する場合に、両政府は、当該各代理人によって相手方に提出された陳述書、答弁書、証拠

および弁論書の完全な一組を裁判所の各裁判官にただちに送達する。

第 7 条

第 6 条にしたがい裁判所の裁判官に書面が引き渡された後、裁判所は、採用する必要があると思われる先の手続きを決定するために、二政府によって合意した時期および場所で開廷する。このような先の手続きを決定し、次の開廷を調整し、裁判所はこれらの政府の代理人の個別または共同の要請を審理する。

第 8 条

裁判所は、両政府または利害関係を有する当事者が示す陳述を聴取し、証拠を受理し審理する。そして、このため裁判所は宣誓をさせる権限を有する。裁判所は、この条約の他の諸規定にしたがって必要かつ便宜と思われる研究を行う権限を有す。

第 9 条

裁判長は、裁判所のすべての聴取および会合 (meetings) を指揮し、証拠および手続きのあらゆる問題を裁決する。各問題またはそのいずれかに関して最終決定に至るときは、裁判長および二名の裁判官は各自一票の投票権をもつ。そして、意見が異なった場合多数の意見によって決定され、裁判長または裁判官の反対意見 (the dissent) は、適宜記録される。裁判所の二名の裁判官が合意に至らない場合は、裁判長が裁決を下す。

第 10 条

裁判所は、第 1 の問題を決定し、1932年および1933年に関して支払われるべき賠償を決定する場合、その翌年に実施された研究および調査の結果に正当な敬意を払う。

調査官は、個別にまたは共同で両政府または裁判所によって指名されるか代理であるかを問わず、損害が生じたかまたは生じていると訴えられて

いるいずれの財産 (properties) にも立入り，視察し，調査をあらゆる合理的な時期に実施することが許される。その報告書は，裁判所がいかなる問題も決定できるように，共同でまたは個別に裁判所に送達され，裁判所が受理する。

第 11 条

裁判所は，その最終判決を，根拠づける理由を付して両政府に報告する。この報告は，訴訟手続きの終結より 3 カ月の期間内に裁判所が問題に関して結論に到達するとただちに行われる。訴訟手続きは，これらの政府の代理人が裁判所にあらたに提出するものをもたない，と共同で通告した時に終結したものとみなされる。このような期間は，これらの政府の合意により延期されることができる。

かかる報告書を受理した両政府は，この報告書が包含する期間の後に生じる損害の賠償請求に対する措置のために準備することができる。

第 12 条

両政府は，裁判所の決定に従って，これにより負った義務の正当な履行を確保するために必要と思われる措置をとることを約束する。

第 13 条

各政府は，裁判所へこの事件を提訴した費用および証人の費用そして自国民裁判官および科学研究に従事した補助者の費用を支払う。

その性質から両政府が負担し，裁判所の中立裁判官の謝礼金を含むすべての他の費用は，これらの政府によって均等に負担される。

第 14 条

この協定は，締約国の憲法手続きにしたがって批准され，批准書の交換によりただちに発効する。この批准書の交換は，なるべくオタワで行われる。

右証拠として各全権委員は、この条約に署名しこれに調印した。

西暦1935年4月15日オタワで本書二通作成した。

(署名省略)

- 註 (1) 環境科学研究所編『人間環境宣言』（日本総合出版機構，1972年）p. 15
引用。
- (2) この文書の英国批准書は，1910年7月23日に合衆国政府に寄託された。
- (3) 本条の翻訳は，内田力蔵「トレイル・スメルター事件—ビキニ事件のための資料として—」ジュリスト第92号p. 8を参照した。